徳島県教育委員会 運動部活動指導員人材バンク登録要綱

徳島県教育委員会体育学校安全課

１　目的

県内公立学校の教員の負担軽減と運動部活動の質的向上を図るため，学校体育や運動部活動等において豊富な知識と経験のある人材を，運動部活動指導員（学校教育法施行規則（昭和２２年文部省令第１１号）第７８条の２で定める部活動指導員のうちスポーツに関する教育活動に係る技術的な指導に従事する者とする。）として活用することとし，人材バンクに登録のうえ，市町村教育委員会に紹介することを目的とする。

２　身分、職務内容等

市町村において任用し，以下を職務とする。

（１）実技指導
（２）安全やスポーツ傷害の予防に関する知識・技能の指導
（３）学校外での活動の引率
（４）その他，市町村が定める事項

３　指導種目

（１）陸上競技
（２）軟式野球
（３）ソフトテニス
（４）ソフトボール
（５）卓球
（６）バスケットボール
（７）バレーボール
（８）サッカー
（９）剣道
（10）弓道
（11）柔道
（12）相撲
（13）体操競技
（14）新体操
（15）バドミントン
（16）水泳競技
（17）ハンドボール
（18）空手道
（19）ラグビー
（20）テニス
（21）その他，学校が希望する種目

４　人材バンク登録要件

３に定める指導種目の指導ができ，国・県・市町村及び学校の「部活動の在り方に関するガイドライン」・「方針」及び「活動方針」等を遵守すること。

５　登録手続き

徳島県教育委員会運動部活動指導員人材バンク登録申請書（別紙）に必要事項を記入し，徳島県教育委員会体育学校安全課に提出すること。

６　任用までの流れ

①学校長から市町村教育委員会を経由して，県教委体育学校安全課に照会
②「運動部活動指導員人材バンク」の中からマッチングした人材を紹介
③市町村教育委員会から人材バンク登録者に連絡
④市町村教育委員会において，面接・審査
⑤学校に派遣

７　その他

非常勤職員として、任用された市町村及び学校の勤務条件と服務監督に従うとともに、部活動指導員として必要な研修を受講すること。

附則

１　この要綱は，平成３１年３月１日から施行する。

附則

１　この要綱は，令和２年１月１日から施行する。